



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファシステムズ
代表者名 代表取締役社長 小澤 純 理
(コード番号 4719 東証第一部)
問合せ先 専務取締役
経営企画本部本部長 高田 諭 志
(TEL 03 - 3486 - 5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 41 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、経営効率の向上及び固定費の削減を図るため、東京都渋谷区所在の本店を神奈川県川崎市に移転することを予定しておりますので、定款第 3 条（本店の所在地）の規定を変更するものであります。

この変更につきましては、平成 25 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、その旨の付則を設けるものであります。なお、この付則は、効力発生日経過後、これを削除するものであります。

(2) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨並びに社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を確保するために、社外取締役及び社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を、会社法第 426 条及び第 427 条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 31 条（取締役の責任免除）及び第 42 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、第 31 条（取締役の責任免除）の規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 25 年 6 月 27 日（木） |
| 定款変更の効力発生日（第 31 条、第 42 条） | 平成 25 年 6 月 27 日（木） |
| （第 3 条） | 平成 25 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する日 |

以 上

(別紙) 変更の内容

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>第4条 ↓ 第30条</p> <p>< 条文省略 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>第31条 ↓ 第40条</p> <p>< 条文省略 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>第41条 ↓ 第47条</p> <p>< 条文省略 ></p> <p>< 新 設 ></p> | <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。</p> <p>第4条 ↓ 第30条</p> <p>< 現行どおり ></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第32条 ↓ 第41条</p> <p>< 現行どおり ></p> <p>(監査役責任免除) 第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第43条 ↓ 第49条</p> <p>< 現行どおり ></p> <p>付 則 第1条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成25年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本付則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p> |